

国自安第104号の2
国自技環第111号の2
令和2年10月22日

公益社団法人 日本バス協会会長

国土交通省

自動車局安全政策課長

自動車局技術・環境政策課長

令和2年度自動車事故対策費補助金（事故防止対策支援推進事業（先進安全自動車（ASV）の導入に対する支援、運行管理の高度化に対する支援、過労運転防止のための先進的な取り組みに対する支援及び社内安全教育の実施に対する支援）に係る交付申請等に係る業務の実施等について

標記について、各地方運輸局及び沖縄総合事務局に対して別紙のとおり通知しましたので、貴会会員各位にその旨周知されるようよろしくお取りはからい願います。

別 紙

国自安第104号
国自技環第111号
令和2年10月22日

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局安全政策課長
(公印省略)

自動車局技術・環境政策課長
(公印省略)

令和2年度自動車事故対策費補助金（事故防止対策支援推進事業（先進安全自動車（ASV）の導入に対する支援、運行管理の高度化に対する支援、過労運転防止のための先進的な取り組みに対する支援及び社内安全教育の実施に対する支援）に係る交付申請等の業務の実施等について

標記について、各地方運輸局及び沖縄総合事務局（各運輸支局を含む。以下、「各運輸局等」という。）の担当課において下記のとおり業務を実施されるようよろしくお取り計らい願いたい。

記

1. 各運輸局等における補助金の交付申請等に係る業務の実施

令和2年度自動車事故対策費補助金のうち、事故防止対策支援推進事業（先進安全自動車（ASV）の導入に対する支援、運行管理の高度化に対する支援、過労運転防止のための先進的な取り組みに対する支援及び社内安全教育の実施に対する支援）に係る補助金（以下、単に「令和2年度事故防止対策支援推進事業に係る補助金」という。）については、自動車事故対策費補助金交付要綱において、国土交通大臣への補助金の交付申請等に係る手続きが定められているところ、各運輸局等においては、別添1から4に示すとおり、補助対象事業者による交付申請等の受付等において、当該要綱において必要とされている書面が提出されていることの確認、これら書面の自動車局担当課への進達等に係る業務とともに、自動車局担当課からの補助金交付決定、額の確定等について申請者への通知等に係る業務を実施されたい。

2. 補助金の交付申請兼実績報告受付期間等

令和2年度事故防止対策支援推進事業に係る補助金の交付申請兼実績報告の受付等については、自動車事故対策費補助金交付要綱、実施要領及び「自動車事故対策費補助（自動車運送事業の安全総合対策事業の部）に関する運用方針」（平成10年6月17日付け自保第128号の3）のほか、以下により実施するので、関係事業者に対し十分説明する等、事業内容等につき事業者の理解を得られるよう努められたい。

なお、以下の取り扱いについては、今後、受付期間中の申請状況において予算額を超過することが見込まれる場合には、受付を締め切ることとし、速やかに公表するものとする。

(1) 先進安全自動車 (ASV) の導入に対する支援 (別添1)

申請受付期間及び申請対象車両

- ① 申請受付期間 令和2年10月29日から令和3年1月29日まで
- ② 申請対象車両 令和2年4月1日から令和3年1月29日までの間に、補助対象装置を搭載した事業用車両を購入 (新車新規登録) したもの

(2) 運行管理の高度化に対する支援 (別添2)

申請受付期間及び申請対象機器

- ① 申請受付期間 令和2年10月29日から令和2年12月18日まで
- ② 申請対象機器 令和2年4月1日から令和2年12月18日までの間に導入した機器

(3) 過労運転防止のための先進的な取り組みに対する支援 (別添3)

申請受付期間及び申請対象機器

- ① 申請受付期間 令和2年10月29日から令和2年12月18日まで
- ② 申請対象機器 令和2年4月1日から令和2年12月18日までの間に導入した機器

(4) 社内安全教育の実施に対する支援 (別添4)

申請受付期間及び申請対象メニュー

- ① 申請受付期間 令和2年10月29日から令和2年11月20日まで
- ② 申請対象メニュー 契約日が申請日以降であり、かつ、令和3年2月19日までに終了するもの

* なお、申請受付期間内の申請状況等により、上記以外に申請受付期間及び申請対象車両等の変更、申請受付期間の設定等を行う場合がある。

* 以上の各期間中、土日・祝日は除くものとする。

3. 受付状況の報告

申請者から提出される交付申請書兼実績報告書及び交付申請書の受付にあたっては、その受付状況について、毎日19時までに別紙報告書により自動車局担当課へ報告されたい。

4. 補助事業の周知

令和2年度事故防止対策支援推進事業に係る補助金及び当該補助金に係る手続きについて、関係事業者において積極的に活用されるよう、各運輸局等から管内事業者に対して周知されたい。